



児童クラブの しおり

熊谷市立児童クラブ入室のご案内

☆令和7年度入室者用☆

熊谷市 保育課 学童保育係

TEL048-524-1131

児童クラブとは

児童福祉法第6条の3第2項に基づく事業で、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に、小学校の教室や児童館等を利用して家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全な育成を図るものです。この事業により、保護者の仕事と子育ての両立を支援しています。

児童クラブの開室について

1 開室期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

2 開室時間

- (1) 学校の授業日は、放課後から**19時まで**(通常の授業日は、12時30分に開室いたします。学校行事等により下校時間が早まる場合は、適宜対応いたします。)
- (2) 学校の授業日以外の日は、7時30分から19時まで

3 休室日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の休日
- (3) 年未年始(12月29日～翌年1月3日)
- (4) その他、市長が特に認めるとき

4 土曜日について

同一小学校内に複数の児童クラブを設置している場合は、一施設にて**合同保育**を行います。また、利用者がいない場合は、閉室となります。なお、利用希望については、各児童クラブへ指定日までに連絡が必要となります。

5 その他

小学校が休校となる場合は、可能な限り7時30分から児童クラブを開室します(お知らせは、アプリで行います。ただし、台風、大雪等の影響による休校の場合には、児童クラブを開室できない場合もあります。)。なお、小学校が数時間遅れでの登校となる場合は、児童クラブは通常どおりの開室となります。

児童クラブへの入室について

1 入室対象となる児童

| 条件 | | |
|----|---|---|
| ① | 小学校1年生から6年生であること。 | |
| ② | 昼間、保護者が、就労、疾病、出産、障害、介護・看護、就学、被災、求職中等で保育ができないこと。 | |
| ③ | 保護者が就労している場合 | |
| | 1～3年生 | 14時30分以後、保護者が不在の日が、月曜日から土曜日の間に週3日(月12日)以上あること。※1 ※2 |
| | 4～6年生 | 15時30分以後、保護者が不在の日が、月曜日から土曜日の間に週3日(月12日)以上あること。※2 |
| | 保護者が就労以外の場合 | 申立書及び添付書類において、保育が困難であることが確認できること。 |

※1 新1年生は、入学当初(4～5月頃)は半日授業等が多いため、授業終了後に保育ができない方(14時30分前に勤務が終了する方)も対象となります。なお、入室期間は5月末日までとなります。

※2 長期休業期間中(夏休み等)は、7時30分から19時までの時間で、月曜日から土曜日の間に週3日(月12日)以上、保育ができない方が対象となります。

2 申込みについて

(1) 申込み方法

第1希望の児童クラブへ、児童の保護者が、直接、申込書類をご提出ください。申込みの際、児童クラブ職員が、状況の聞き取りを行います。

(2) 申込み期限

締切日は毎年異なります。詳細は保育課、各児童クラブにお問い合わせください。

| 入室希望日 | 締切日 |
|-------------------|---|
| 4月入室を希望する場合 | 前年の11月下旬ごろ |
| 年度途中の入室を希望する場合 | 入室を希望する日の2週間前まで |
| 長期休業期間中の入室を希望する場合 | 夏季休業期間については、6月中旬ごろ 冬季休業期間については、11月中旬ごろ 学年末休業・春季休業期間については、2月中旬ごろ |

(3) 申込みに必要となる書類

| | 必要書類 | 提出枚数 | 備考 |
|---|--|-------------------------------|-------------------------------|
| ① | 児童クラブ入室申込書 | 児童1人につき1枚 | |
| ② | 児童調査票 | | |
| ③ | 入室申請時チェックシート | | |
| ④ | 入室を希望する児童に疾病や障害等がある場合は、診断書や手帳の写し | | |
| ⑤ | 保護者及び18歳以上65歳未満の方の <u>保育ができないことを証明する書類</u> ※ | 児童1人につき1枚 ※2人目(兄弟)以降はコピー可。 | 入室を希望する日現在の状況を証明する書類をご提出ください。 |

※ 保護者の方は、必ず⑤の提出が必要です。また、以下の「ア」～「エ」に該当する18歳以上65歳未満の方も、原則として⑤を提出してください(保護者以外の方は、⑤の提出が無い場合でも申請を受け付けますが、優先順位が低くなります。)

ア 同居の方(世帯分離している場合も、提出をお願いいたします。)

イ 同一敷地内の別棟に住んでいる方

ウ 隣接地に住んでいる方

エ 自宅以外を下校場所として指定校変更を行っている場合に、下校場所に住んでいる方

(4) 保育ができないことを証明する書類 (3の⑤)

| 保育ができない事情 | 必要となる書類 | 注意事項 |
|---------------------------|-----------------------------------|---|
| 就労している場合 | ①就労証明書 ②不定期勤務の場合はシフト表等 | ・就労証明書の有効期限は、発効日から3か月以内です。 ・不定期勤務の場合、必ず直近2か月分以上のシフト表等をご提出ください。提出が無い場合、書類不足のため入室できない場合があります。また、シフトが記号などで表記されている場合は、第三者が見ても分かるように勤務時間をご記入ください。 |
| 疾病等がある場合 | ①申立書 ②診断書 | ・診断書の有効期限は、発効日から1年以内です。 ・保護者の診断書は、「保育ができない程度」等の記載が必要となります。 ・保護者以外の祖父、祖母などの診断書については、保育ができない程度の記載は不要です。 ・入院の場合は、診断書の代わりに入院証明書または医療情報提供書等の写し(入院先・入院期間の記載があるもの)の提出も可能です。 ・病院の領収書、薬の処方内容がわかる書類等は、不可です。 |
| 障害がある場合 ・要介護認定を受けている場合 | ①申立書 ②各種手帳の写し、又は要介護度のわかるものの写し等 | |

| | | |
|--------------|--|--|
| 介護・看護をしている場合 | ①申立書 ②被介護者(被看護者)の手帳の写し、要介護度のわかるもの、又は診断書 | ・診断書の有効期限は、発効日から1年以内です。 |
| 出産の場合 | ①申立書 ②母子手帳の「父母の氏名のページ」と「出産予定日のページ」の写し | ・産休期間中(産前6週・産後8週目の月末まで)は、入室可能です。 ・育休期間中は、原則として児童クラブの利用はできません。ただし、母の容態がすぐれない等の事情がある場合は、利用が可能です。 |
| 学生・職業訓練等の場合 | ①申立書 ②在学がわかるもの(学生証等)の写し ③受講時間帯のわかるもの(時間割表等)の写し | ・職業訓練に通う方は、職業訓練の決定通知、時間割(計画表やカリキュラム表等)を、ご提出ください。 【新年度申込みの場合】 ・新年度から大学・専門学校等に進学される方は、11月の申込み時は申立書のみ提出ください。学生証と時間割表は用意ができ次第、ご提出ください。 ・新年度も継続して在学中の方については、申込み年度の学生証(在学証明書)の写し及び時間割表の写しをご提出ください。 ・大学や専門学校等の最終学年で、新年度から就労予定・求職中の場合は、就労予定・求職中の申立書をご提出ください。 |
| 就労予定 | ①申立書 | ・後日、必ず就労証明書をご提出ください。 |
| 求職中の場合 | ①申立書 | ・仕事が決まり次第、就労証明書をご提出ください。 |
| 上記以外の理由の場合 | ①申立書 ②保育ができないことがわかる証明書類等 | ・離婚調停中等で相手方の保育ができない証明書が提出できない場合は、申立書にその旨を記入のうえ、原則として離婚調停中等の状況がわかる書類の写しを添付してください。 |

(5) 入室の決定について

① 入室審査について

- ア 児童クラブの入室は、ご提出いただいた書類等をもとに入室審査を行い、決定します。
- イ 定員以上のお申込みがあった場合は、次ページの項目を指数化し、優先順位の高い児童から入室を決定します(申込み順ではありません。)
- ウ 小学校区内に複数の児童クラブがある場合は、1人でも多くの児童をお預かりできるように、各児童クラブで入室者数の調整を行い、入室いただく児童クラブを決定いたします。審査の結果、定員等により児童クラブに入室できない場合や、第1希望の児童クラブに入室できない場合がありますので、ご了承ください。
- エ 新1年生はより多くの支援が必要となるため、申し込み状況に応じて、第1希望にかかわらず入室するクラブを調整させていただくことがあります。そのため、第1希望以外で希望するクラブがございましたら、必ずご記入をお願いいたします。なお、第1希望以外の記入がない場合は、保留(待機)となることもございますので、あらかじめご了承ください。

② 入室期間の制限について

保護者の保育ができない事情に応じて、入室期間を制限する場合があります。

| 保育ができない事情 | 入室期間 |
|--------------------------------|------------------------------|
| 求職活動の場合 | 2か月間 ※退職した翌日が属する月を1月目とする。 |
| 職業訓練等の場合 | 職業訓練終了まで |
| 就労予定で就労証明書が未提出の場合 | 2か月間 |
| 小学校1年生の児童で、保護者の帰宅時間が14時30分前の場合 | 4月1日から5月末まで |
| 出産の場合 | 産前6週・産後8週目の月末まで |

③ 結果について

郵送にて結果をお知らせいたします。

※ 年度途中入室の場合は、入室前に児童クラブにご連絡をお願いいたします。

【入室審査における優先度】

| 優先度 | 学年 | 児童の障害の有無 | 保育ができない状況 | その他 |
|-----|------|---|-------------------------|--------------------------------|
| ①高い | ①1年生 | ①特別支援学級の児童 | ①保育ができない日数・時間が 多い世帯 | ①ひとり親世帯 |
| ↑ | ②2年生 | ②障害手帳を有している児童・ セルフサポート教室に通って いる児童 | ②保育ができない日数・時間が 少ない世帯 | ②生活保護・中国在 留邦人等の支援給 付受給世帯 |
| | ③3年生 | | | |
| ↓ | ④4年生 | ③その他の児童 | ③求職中の世帯 | ③その他の世帯 |
| | ⑤5年生 | | | |
| ⑥低い | ⑥6年生 | | | |

※ 審査内容は、変更する場合があります。

※ 上記のほか、下記に該当する場合には、優先度が低くなる場合があります。

- ア 保護者(父母等)が居宅内勤務の場合
- イ 同居等の親族等が保育可能な場合
- ウ 児童クラブ保育料が滞納になっている場合
- エ 締切日が定められている際に、締切日以降に申請があった場合
- オ 同一年度内に児童クラブを退室し、別の児童クラブに再度お申込みする場合

(6) 入室申込みに関してよくある質問等

① 保護者が育休中の場合について

育休中は児童クラブをご利用できません。年度途中の申込みの際は、職場復帰の1～2か月前に、お申し込みください。新年度募集の際は、4～5月中に育休から職場復帰される方が申込み可能です。ただし、児童クラブを利用できるのは、職場復帰後となります(4月1日から児童クラブにおいて籍を確保いたします。5月以降に育休から復帰される場合、4月中は休室いただきますようお願いいたします。入室説明会等の際に、児童クラブ職員にお申し出ください。)

② 下のお子様の保育所(園)申込みと同時に、児童クラブを申し込む場合

預かり定員を超えているため児童クラブの入室が困難な場合は、その旨をご連絡させていただきます。入室が可能な場合は、下のお子様の保育所(園)入所と同時に児童クラブの入室決定を行いますので、下のお子様の審査結果を児童クラブにご連絡くださいますようお願いいたします。

③ 転居予定の場合について

転居後の小学校区において申込みが可能です。直接、ご希望の児童クラブにお申し込みください。なお、児童クラブ入室申込書の住所は転居後の住所をご記入いただき、余白に現在の住所(結果の郵送先住所)、転居予定日をご記入ください(転居後の住所が未定の場合は、現在の住所をご記入ください。引っ越し先の決定後、児童クラブに異動届をご提出ください。)

④ 今後の状況が変わる場合について

転職予定、求職予定、転居予定、婚姻予定などで、状況が変わる場合、入室を希望する日の状況で、お申し込みください。

⑤ 小学校区に複数の児童クラブがある場合の各児童クラブの違いについて

公立の児童クラブは、すべて運営方法(開室時間や料金等)は同じです。施設の状況、実施する行事等の違いがございますので、必要に応じて見学していただき、お申込みいただくクラブをお決めください。見学をご希望の場合、開室時間内に各クラブへお問い合わせください。

⑥ 入室を希望する児童クラブについて

同じ小学校区に複数の児童クラブがある場合、児童クラブ入室申込書の「入室を希望する児童クラブ」は、可能な限りすべての児童クラブをご記入いただくことをお勧めいたします。特定のクラブのみを希望した場合、記入した児童クラブが定員に達してしまうと、保留(待機)となりますので、ご注意ください。なお、第1希望以外の児童クラブについては、希望順位はございませんので予めご了承ください。

児童クラブの諸費用について

1 児童クラブ保育料

(1) 児童1人につき 月額 5,000 円 です。

同一世帯から2人以上の児童が入室するときは、2人目以降(兄弟)は半額となります。

(2) 納期限

月の末日(12月のみ25日前後)となります。なお、末日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌平日となります。

(3) お支払い方法

児童クラブ保育料の納入については、全員の方に「口座振替」をお願いしています。入室が決定しましたら、「口座振替依頼書」を記入のうえ、取扱金融機関の窓口にご提出ください。

※ 口座振替依頼書は、各児童クラブ、保育課または市内の銀行の窓口に設置しております。

※ 取扱金融機関は、口座振替依頼書の表紙に記載されています。

※ 口座未登録の方には、「現金納付通知書」を送付いたしますので、保育課または各行政センター(市民福祉係)にて、現金でご納入ください。

※ 児童クラブ保育料を理由もなく滞納しますと、退室していただく場合もあります。

(4) 減免制度

児童クラブ保育料の減免制度があります。詳細は保育課または児童クラブにご相談ください。

① 減免対象となる方と提出いただく書類

| 減免対象となる方 | 申請書類として、以下①②の書類が必要です。 | | 減免額 |
|------------------|-----------------------|--|--------|
| | 書類① | 書類② | |
| 生活保護法の生活扶助受給世帯 | 児童クラブ保育料減免申請書 | 以下のどちらか一方(世帯員全員分) ●受給を証明する書類を添付する。 | 全額免除 |
| 中国在留邦人等の支援給付受給世帯 | | ●児童クラブ保育料減免申請書の同意欄に、署名(自署)・押印する。 | |
| 市町村民税が非課税の世帯 | | 以下のどちらか一方(生計を一にしている16歳以上の同居家族全員分) ●発行日から3か月以内の市民税県民税所得・(非)課税証明書または納税通知書を添付する。 | 2分の1減額 |
| 市町村民税が均等割のみの課税世帯 | | ●児童クラブ保育料減免申請書の同意欄に、署名(自署)・押印する。 | |

※ なお、熊谷市以外で証明書が発行される場合は、必ず証明書の添付が必要です。

② 減免申請について

児童クラブ保育料減免申請書の配付場所、申請書類の提出場所は、次のとおりです。

・各児童クラブ、保育課または各行政センター(市民福祉係)

③ 減免の注意事項

- ・減免は、毎月10日が締切日となり、締切日が属する月から適用されます。なお、月の途中から入室された方については、例外として入室月の納期限日が締切日となります。

※締め切りを過ぎてからの申請はお受けできませんのでご注意ください。

- ・児童クラブ保育料減免決定通知書にて、結果をお知らせします。
- ・継続で入室している場合でも、年度ごとに申請いただく必要があります。

(5) 休室について

児童クラブを欠席する期間が1か月の全て(月の1日から月末まで)にわたる場合は、その月の児童クラブ保育料が免除になります。当月の10日までに、異動届及び減免申請書を、児童クラブまたは保育課にご提出ください。

※休室で保育料が免除できるのは、原則として連続した2か月までとなります。3か月目も休室した場合は、クラブの利用がなくても保育料が発生します。

※夏季休業期間中の休室については、毎年6月頃、在室者にお知らせいたします。

2 保育料以外の諸経費

- (1) 傷害保険代が年額800円かかります。
- (2) おやつ代が月額1,500円かかります。
- (3) 保護者会がある児童クラブについては、保護者会費(300円等)がかかる場合があります。各児童クラブにご確認ください。

児童クラブの生活について

1 児童クラブでの一日

| 時刻 | 平日 | 土曜日 | 学校休業日 夏季休業日等 |
|-------|--------------------|---------------------|----------------------------|
| 7:30 | | 開室 | 開室 |
| 12:00 | | 読書・学習 遊び・片付け(掃除) | 読書・学習 遊び・片付け(掃除) |
| 12:30 | 開室 | 昼食 休息 | 昼食 休息 |
| 14:30 | 登室・学習 遊び おやつ | 学習・読書 遊び・片付け(掃除) | 学習・読書 おやつ 遊び・片付け(掃除) |
| 19:00 | 閉室 | 閉室 | 閉室 |

※ 遊び、おやつ等のスケジュールは、各児童クラブによって異なります。

※ 登室、退室の時間は、保護者の勤務時間に合わせてください。

2 登室から退室までの流れ

- (1) 下校後は、まっすぐ児童クラブに来ましょう。
- (2) 履物を下駄箱に入れてから「ただいま」と入室のあいさつをします。
- (3) ランドセル、学校の用具等を自分のロッカーに入れます。
- (4) 先生に「れんらくぼ」を提出します。
- (5) 学習(宿題等)を行います。家に帰ってから家の人に確認してもらいましょう。宿題のない人は自由に学習します。
- (6) おやつの中には、当番の児童がおやつの準備・かたづけを手伝い、全員で「いただきます」「ごちそうさまでした」のあいさつをします(土曜日は、児童クラブからおやつの提供はありません。)
- (7) 遊びの時間には、室内ではトランプやブロック等、室外では遊具やボール等で友達と仲良く自由に遊べます。時間になったら、みんなで後かたづけをします。
- (8) お迎えが来たら、退室のあいさつをします。

児童クラブの利用について

1 利用等に関するお願い

- (1) 児童クラブは労働等で日中に保護者が家庭にいない児童に対し、家庭に代わる生活の場を提供し、健全な育成を図るものです。家庭で保育が可能な場合は、利用できませんのでご了承ください(たとえば、保護者の方の仕事がお休みで在宅されている場合等は、利用できません。)
- (2) 児童クラブを利用できる時間は、お子様の保育が必要な時間のみです。たとえば保護者の方が就労されている場合は、就労時間とお迎えにかかる時間が、保育できない時間となりますので、その時間のみ児童クラブを利用することができます。
- (3) 感染性疾患にかかっている場合は、医師の許可がおりるまで登室することはできません。また、お子様の属する小学校・学級等がインフルエンザ等による休校や学級閉鎖になった場合も、原則として児童クラブに登室することはできません。
- (4) 小学校で「保護者への引き渡し」が行われる際は、児童クラブは利用できません。
- (5) 育休期間中は、児童クラブは利用できません。職場復帰後からご利用ください(新年度入室の際に、5月からの職場復帰予定の方は、4月中は休室となります。)
- (6) 児童クラブにおいて、ならし保育の期間はありません。
- (7) 保育所(園)に入所(園)する下のお子様のならし保育期間中に、保護者が在宅されている場合、児童クラブは利用できません。

- (8) 入室児童だけで、児童クラブから外出することはできません。ただし、放課後子供教室や学校行事等に参加する場合に、集団で実施場所へ移動できる場合は、外出を認めています。参加を希望される方は、事前に「放課後子供教室及び学校行事等参加届出書」を、児童クラブにご提出ください。
- (9) 児童クラブの職員は、医療行為を行うことはできません。ただし、アレルギー発作時におけるエピペン注射については、事前にご相談があれば対応を検討いたします。エピペンの使用をご希望される方は、事前に児童クラブ職員にお申し出ください(市の指定する診断書を、ご提出いただく場合があります。診断書にお時間がかかる場合は、早めにご相談ください。)
- (10) 保育時間等により、お弁当・水筒や休息用のタオル等をご用意いただく場合があります(カップラーメン、ペットボトルや缶類は禁止です。)。なお、お弁当をご用意いただく際には、傷みにくい食材を使用していただき、保冷剤を入れていただきますようお願いいたします。
- (11) お子様が施設を壊したときには、修理に要する費用をいただく場合があります。
- (12) 児童クラブは集団生活の場です。児童クラブの決まりを破ったり、秩序を乱したり、支援員の指示に従えない場合は、退室していただくこともあります。
- (13) 児童クラブでは、お子様の健全な育成を図ることを目的に、様々な行事を計画しています。各行事へのご協力をお願いいたします。

2 登室・お迎えについて

- (1) お子様の送迎は、保護者の責任においてお願いいたします。授業日以外の日に登室する際は、児童クラブ職員に直接お子様をお預けください。また、お迎えの際は、児童クラブの出入口までお越してください。お子様の安全のため、ご協力をお願いいたします。
- (2) 送迎の際、車は指定の場所に駐車してください。
- (3) 入室している児童だけで児童クラブから帰宅することはできません(習い事の指導員が、児童クラブの出入口まで児童のお迎えに来る場合、事前に保護者からの申し出があれば引き渡しいたします。ただし、習い事終了後は、児童クラブはご利用できません。)
- (4) 児童クラブを欠席する場合、登室が遅くなる場合、お迎えの保護者が変わる場合、お迎え時間が届け出の時間より遅くなる場合等は、必ず事前に児童クラブに連絡してください。
- (5) お子様のお迎えは、閉室時間を過ぎることのないようお願いいたします。お迎えが閉室時間を何回も過ぎるような場合、退室していただくこともありますので、ご了承下さい。
- (6) 病気や怪我などの緊急時には、応急処置等を行ったうえで保護者の緊急連絡先に連絡しますので、早急にお迎えに来ていただきますようお願いいたします。

3 保育連絡システム「すぐーる」について

熊谷市では、緊急時における保育連絡システム「すぐーる」を導入しています。保育課からの緊急連絡や不審者情報等のほか、緊急時の児童クラブの開室連絡等を配信します。登録手順書を配付いたしますので、ご登録をお願いいたします。

※ 登録ID等が各児童クラブで異なります。また、年度ごとに登録いただく必要があります。

4 その他

- (1) 下校班が変わるため、お子様が児童クラブに入室していることを必ず学級担任にお伝えください。
- (2) ご心配なことがあれば、ささいな内容でも児童クラブの主任放課後ケアワーカーまでご相談ください(例:児童の健康状態、学校生活の諸問題、児童間のトラブル、児童クラブへの要望など)。

入室後の保護者の届出義務について

次の場合は届出が必要です。速やかに入室している児童クラブの職員にお申し出ください。

- 1 お子様の保育ができない理由に変更があったとき
(例えば勤務先・勤務状況が変わった場合や、失業した場合など)。
- 2 氏名、住所、連絡先、世帯構成などに変更があったとき。
- 3 児童を1か月以上の長期欠席させるとき。
- 4 児童が事故にあったとき。
- 5 児童クラブを退室するとき。

児童クラブの退室について

年度の途中で、児童クラブでの保育が不要となった場合は、異動届(退室届)を、退室日の2週間前までにご提出ください。異動届(退室届)の提出がありませんと、児童クラブの利用がない場合でも、児童クラブ保育料をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

熊谷市立（公立）児童クラブ一覧（R7. 4～）

| No. | 児童クラブ名 | 定員 | 所在地 | | 電話番号 | 対象の小学校区 |
|-----|------------|-----|------------|-------------------|--------------|---------|
| 1 | 東児童クラブ | 60人 | 銀座 4-9-6 | 東児童館内 | 048-525-1928 | 熊谷東 |
| 2 | 第2東児童クラブ | 40人 | 未広 3-4-1 | 熊谷東小学校内 2F | 048-526-6325 | |
| 3 | 第3東児童クラブ | 30人 | | 熊谷東小学校内 3F | 048-577-4330 | |
| 4 | 第4東児童クラブ | 40人 | | | 048-525-0185 | |
| 5 | 箱田児童クラブ | 40人 | 中央 1-149 | 箱田高齢者・児童ふれあいセンター内 | 048-521-8441 | 熊谷西 |
| 6 | 第2箱田児童クラブ | 70人 | 中央1-1 | 熊谷西小学校内 1F | 048-526-2541 | |
| 7 | 第3箱田児童クラブ | 30人 | | 熊谷西小学校内 2F | 048-525-1278 | |
| 8 | 第4箱田児童クラブ | 35人 | | 熊谷西小学校内 3F | 048-501-7356 | |
| 9 | 雀宮児童クラブ | 40人 | 上之 1305-1 | 雀宮児童館内 | 048-521-2673 | 成田星宮 |
| 10 | 成田星宮児童クラブ | 70人 | 上之 2810 | 成田星宮小学校内 1F | 048-521-0401 | |
| 11 | 石原児童クラブ | 35人 | 本石 1-10 | 石原児童館内 | 048-524-0601 | 石原 |
| 12 | 第2石原児童クラブ | 40人 | 石原 3-1-1 | 石原小学校内 1F | 048-522-6428 | |
| 13 | 第3石原児童クラブ | 35人 | | | 048-521-3701 | |
| 14 | 第4石原児童クラブ | 40人 | | | 048-598-3554 | |
| 15 | 第5石原児童クラブ | 40人 | | 石原小学校内 3F | 048-527-1166 | |
| 16 | 大幡児童クラブ | 40人 | 代 597-4 | 大幡児童館内 | 048-525-7710 | 大幡 |
| 17 | 第2大幡児童クラブ | 70人 | 代 681 | 大幡小学校内 2F | 048-525-2219 | |
| 18 | 第3大幡児童クラブ | 30人 | | | 048-526-7744 | |
| 19 | 第4大幡児童クラブ | 35人 | | 大幡小学校内 3F | 048-577-3355 | |
| 20 | 佐谷田児童クラブ | 40人 | 佐谷田 1030 | 佐谷田小学校内 1F | 048-524-5361 | 佐谷田 |
| 21 | 第2佐谷田児童クラブ | 40人 | 佐谷田 1030-9 | 佐谷田小学校内別棟 | 048-501-5602 | |
| 22 | 第3佐谷田児童クラブ | 35人 | 佐谷田 1030 | 佐谷田小学校内 4F | 048-577-7266 | |
| 23 | 大麻生児童クラブ | 40人 | 大麻生 51 | 大麻生小学校内 1F | 048-531-3611 | 大麻生 |
| 24 | 第2大麻生児童クラブ | 40人 | 大麻生 48-5 | 大麻生小学校内別棟 | 048-533-0300 | |
| 25 | 玉井児童クラブ | 60人 | 高柳 116-1 | 玉井小学校内 1F | 048-533-2875 | 玉井 |
| 26 | 第2玉井児童クラブ | 35人 | | 玉井小学校内 2F | 048-531-2601 | |
| 27 | 第3玉井児童クラブ | 40人 | | 玉井小学校内 3F | 048-531-0506 | |
| 28 | 久下児童クラブ | 30人 | 久下 808 | 久下小学校内 3F | 048-577-6050 | 久下 |
| 29 | 南児童クラブ | 60人 | 榎町 343 | 熊谷南小学校内 1F | 048-521-1120 | 熊谷南 |
| 30 | 第2南児童クラブ | 40人 | 榎町 343 | 熊谷南小学校内別棟 | 048-580-7099 | |
| 31 | 荒川児童クラブ | 40人 | 河原町 2-173 | 荒川児童館内 | 048-522-0802 | 桜木、熊谷南 |
| 32 | 桜木児童クラブ | 35人 | 桜木町 2-33-1 | 桜木小学校内 1F | 048-577-5531 | 桜木 |
| 33 | 中条児童クラブ | 30人 | 上中条 892-1 | 中条小学校内 1F | 048-524-3361 | 中条 |
| 34 | 吉岡児童クラブ | 30人 | 万吉 2104 | 吉岡小学校外北西側 | 048-501-6333 | 吉岡 |
| 35 | 別府児童クラブ | 40人 | 西別府 29-1 | 別府小学校内 1F | 048-531-3615 | 別府 |
| 36 | 第2別府児童クラブ | 80人 | 西別府 35-2 | 別府小学校内別棟 | 048-578-8289 | |
| 37 | 第3別府児童クラブ | 35人 | 西別府 29-1 | 別府小学校内 3F | 048-579-5572 | |
| 38 | 三尻児童クラブ | 65人 | 三ヶ尻 2862-1 | 三尻小学校内 1F | 048-579-5858 | 三尻 |
| 39 | 奈良児童クラブ | 30人 | 下奈良 561-3 | 奈良小学校内 1F | 048-525-6110 | 奈良 |

| No. | 児童クラブ名 | 定員 | 所在地 | | 電話番号 | 対象の小学校区 |
|-----|--------------|-----|------------|------------|--------------|---------|
| 40 | 西児童クラブ | 40人 | 新堀新田 576-1 | 西児童館内 | 048-532-1841 | 籠原 |
| 41 | 籠原児童クラブ | 75人 | 新堀 1143 | 籠原小学校内 1F | 048-531-2412 | |
| 42 | 第2籠原児童クラブ | 40人 | 新堀 1165-1 | 籠原小学校内別棟 | 048-532-8384 | |
| 43 | 第3籠原児童クラブ | 40人 | | | 048-533-8250 | |
| 44 | 新堀児童クラブ | 40人 | 新堀 182 | 新堀小学校内別棟 | 048-533-4562 | 新堀 |
| 45 | 第2新堀児童クラブ | 40人 | | | 048-594-7811 | |
| 46 | 大里さくら児童クラブ | 60人 | 箕輪 7 | 吉見小学校内別棟 | 0493-39-5570 | 吉見 |
| 47 | 大里第2さくら児童クラブ | 35人 | 小泉 243-1 | 市田小学校内 1F | 048-536-1591 | 市田 |
| 48 | 長井児童クラブ | 70人 | 上根 358 | 長井小学校内 1F | 048-588-7974 | 長井 |
| 49 | 秦児童クラブ | 30人 | 葛和田 831 | 秦小学校内 1F | 048-589-3521 | 秦 |
| 50 | 妻沼児童クラブ | 70人 | 妻沼 1492-1 | 妻沼小学校内別棟 | 048-589-3310 | 妻沼 |
| 51 | 妻沼西児童クラブ | 40人 | 弥藤吾 692-1 | 妻沼児童館内 | 048-589-1621 | 妻沼西 |
| 52 | 第2妻沼西児童クラブ | 40人 | 弥藤吾 692-3 | 妻沼児童館敷地内 | 048-589-0737 | |
| 53 | 江南南児童クラブ | 70人 | 須賀広 599-1 | 江南南小学校外東側 | 048-536-0155 | 江南南 |
| 54 | 第2江南南児童クラブ | 30人 | 小江川 1881 | 江南南小学校内 1F | 048-577-5565 | |
| 55 | 江南北児童クラブ | 40人 | 成沢 62-1 | 江南北小学校外南東側 | 048-536-0510 | 江南北 |
| 56 | 第2江南北児童クラブ | 40人 | 三本 359 | 江南北小学校内 2F | 048-577-7051 | |

熊谷市内の民間学童クラブ一覧

| 学童クラブ名 | 所在地 | 電話番号 | 主に対象となる小学校区 |
|------------|------------|--------------------------------------|----------------|
| しいのみ学童クラブ | 上之 1795-1 | 048-524-6202 | 熊谷東、熊谷西、成田星宮など |
| よしみ学童クラブ | 筑波 1-109-1 | 048-528-3300 | 熊谷東 |
| まこと学童クラブ | 上之 1355 | 048-524-1261 (まことこども園の電話番号です) | 成田星宮など |
| 久下トミヨ学童クラブ | 久下 1396 | 048-527-0547 | 久下 |
| 学童クラブ子供の家 | 村岡 311 | 048-536-5323 (こどもの家保育園の電話番号です) | 吉岡 |
| 三尻幼稚園学童クラブ | 三ヶ尻 2744-2 | 048-532-3990 (三尻幼稚園の電話番号です) | 三尻 |
| 奈良児童園 | 中奈良 1296-1 | 048-527-8139 | 奈良 |
| わらしべ学童クラブ | 弁財 203 | 048-588-7970 (わらしべの里共同保育所の電話番号です) | 長井、秦、妻沼、妻沼西など |

※ 民間学童クラブへの入室の申込みは、それぞれの学童クラブに直接お問い合わせください。